

令和3年1月18日
東京税関

東京税関における新型コロナウイルス感染症陽性者の判明について

【概要】

令和3年1月15日（金）、東京税関羽田税関支署の職員が新型コロナウイルス感染症に係る検査の結果、陽性であることが判明しました。

【当該職員の業務内容等】

- 当該職員は、東京税関羽田税関支署（東京都大田区）において、過去2週間は主に内部事務に従事しており、外部の方と接する業務は行っていませんでした。
- 1月13日（水）以降は、同支署での勤務はありません。

【東京税関羽田税関支署の対応】

- 東京税関羽田税関支署においては、当該職員が執務等をした区画を一時閉鎖の上、清掃・消毒を実施しております。
- 当該職員と同じ業務を担当した職員に対しては、在宅勤務を指示しております。
- 現時点において、発熱等の症状のある職員は業務に従事していません。

【問合せ先】

東京税関 総務部税関広報広聴室
TEL：03-3599-6264